



下野市中小企業者等

原油価格・物価高騰対策支援金

受付期間

令和4年11月1日(火)～令和5年2月28日(火)

※当日消印有効

交付内容

原油価格・物価高騰の影響を受けている方の事業継続を支援するため、支援金を交付します。

法人

20万円

個人

10万円

※申請は法人・個人ともに1事業者1回限り。

主な交付条件 ※詳しくは裏面をご覧ください

中小企業者(法人、個人事業主、フリーランス等)及び中小企業者と同規模の特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人で以下に当てはまる事業者

①市内に主たる事業所を有すること

《法人》市内に本社を有すること

《個人》市内に事業所を有すること(事業所を持たない場合は住所を有すること)

②令和3年分の売上が100万円以上あること(令和3年以降の新規事業者については、年間売上が100万円以上見込めること)

※以下のものは対象外とします。

・農業による収入

・性風俗関連特殊営業を行う事業者、暴力団等に関する事業者

・公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、宗教法人、各種協同組合 など

申請方法

申請書類一式(裏面以降参照)を用意し、下記の宛先へ郵送してください。

《郵送先》 〒329-0492

下野市笹原26番地 下野市役所 商工観光課 商業グループ 宛

お問い合わせ先

下野市役所 商工観光課 商業グループ ☎0285-32-8907

(受付時間:平日8時30分～17時15分)

支援金の詳細

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響を受けている市内の中小企業者等に支援金を交付し、事業継続を支援することを目的としています。

2. 対象事業者

次の(1)～(7)を全て満たす事業者を対象とします。

(1)事業規模が以下に当てはまる中小企業者(法人、個人事業主、フリーランス等)及び中小企業者と同規模の特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人

卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員が100人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員が50人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員が100人以下
製造業・その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下

(2)次の①～③のいずれかに当てはまる事業者であること

- ①下野市内に本社を有する法人
- ②下野市内に事業所を有する個人事業主（事業所を持たない場合は、市内に住所があること）
- ③下野市内に主たる事業所を置き、市内で活動を行う特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人

(3)令和3年分の売上が100万円以上あること(農業による収入を除く)。ただし、令和3年以降の新規事業者の場合は、年間の売上が100万円以上見込めること

(4)令和4年11月1日の時点で事業を行っており、今後も継続する予定であること

(5)事業に必要な許可等を全て有していること

(6)市税、公共料金共に完納していること

(7)次の①～④のいずれにも該当しないこと

- ①性風俗関連特殊営業を行う者
- ②下野市暴力団排除条例に規定する暴力団等に関する者
- ③公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、宗教法人、各種協同組合など
- ④その他、本支援金の目的・趣旨に照らして本市が適当でないと判断する者

3. 交付額

①法人 20万円 ②個人事業主 10万円

※複数の事業所や店舗等を営む場合も一律上記金額となります。

4. 申請書類

■法人の場合	(1) 申請書（様式第1号） (2) 誓約書（様式第2号） (3) 令和3年分の法人事業概況説明書(両面)の写し ※ (4) 本社の所在地が確認できる書類 （例）登記事項証明書の写し等 (5) 請求書（様式第4号）及び通帳の写し(口座名義人・口座番号・金融機関名・支店名がわかるページ)
■個人の場合	(1) 申請書（様式第1号） (2) 誓約書（様式第2号） (3) 令和3年分の確定申告書の写し ※ (4) ①事業所の所在地が確認できる書類 （例）・営業許可書の写し ・事業所を所有又は賃借していることが分かるものと内外観写真等 ②事業所を持たない場合は住所が確認できる書類 （例）・運転免許証(両面)の写し ・住民票 ・マイナンバーカードの写し など (5) 請求書（様式第4号）及び通帳の写し(口座名義人・口座番号・金融機関名・支店名がわかるページ)

※令和3年以降の新規事業者は、(3)の代わりに以下の①と②の書類を提出してください。(①と②どちらも必要です。)

①事業開始時期がわかる書類（例）開業届など

②年間の売上が100万円以上見込める根拠となる書類（例）売上台帳、確定申告書の写しなど

5. 申請期間

令和4年11月1日(火)～令和5年2月28日(火) ※当日消印有効

6. 申請方法

申請書類一式を用意し、下記の宛先へ郵送してください。

《郵送先》 〒329-0492

下野市笹原26番地 下野市役所 商工観光課 商業グループ 宛

7. 交付の決定・審査結果の通知

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められる場合は支援金を順次交付します。また、審査結果は通知にて申請書記載住所へ発送します。

8. その他

①1事業者につき申請は1回限りとします。

②虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合及び法令又は本支援金の規定に違反した場合は、交付決定を取り消し、返還を求めます。